

評議員報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ザ・ハート・クラブ定款第9条に基づき、評議員が評議員会等本会の用務のため出席した場合の報酬等の支給について必要な事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 評議員およびが本会の用務のため出務したときは、報酬として日額10,000円を支給する。ただし法人に所属している常勤職員については無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 評議員が本会の用務のため出張した場合は、別に定める役職員旅費規程に定めるところにより旅費を支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成15年4月 1日から施行する。

平成29年4月 1日一部改正

役員報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ザ・ハート・クラブ定款第23条に基づき、役員が理事会等本会の用務のため出席した場合の報酬等の支給について必要な事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 役員が本会の用務のため出務したときは、報酬として次の額を支給する。ただし法人に所属している常勤職員については無報酬とする。

理事長	50,000円／日額
業務執行理事	25,000円／日額
理事・監事	25,000円／日額

(費用弁償)

第3条 役員が本会の用務のため出張した場合は、別に定める役職員旅費規程に定めるところにより旅費を支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(改正)

第5条 本規定の改正は評議員会の決議を経なければならない

附則

この規程は、平成13年5月31日から施行する。

平成23年4月 1日一部改正

平成29年4月 1日一部改正

業務執行理事報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人ザ・ハート・クラブ定款第23項及び役員報酬規程に基づき業務執行理事の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 報酬は、役員報酬支給規程第2条および業務執行理事報酬規程第3条を基準として、月額300,000円とする。

(勤務日数)

第3条 勤務日数は、12日を確保するものとする。

(手当)

第4条 期末手当として毎年度3月末日までに月額の3ヵ月分を支給する。
業績の悪化等によりこれらの手当支給が妥当ではないと理事長が判断した場合は支給しない

(退職金)

第5条 業務執行理事がその職務を辞するときには月額報酬に理事就任期間を乗じた額を退職後90日以内に支給し、役員慶弔規定第5条は適用しない

(委任)

第6条 この規定に定めるものの他、必要な事項は理事長が別に定める

附則

本規程は、平成29年4月1日から施行する。

理事長報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ザ・ハート・クラブ定款第23条及び役員報酬規程に基づき理事長の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 報酬は、役員報酬支給規程第2条および理事長報酬規程第3条を基準として、月額1,050,000円とする。

(勤務日数)

第3条 勤務日数は、21日を確保するものとする。

(退職慰労)

第4条 理事長がその職務を辞するときには月額報酬に理事長就任期間を乗じた額を退職後90日以内に支給し、役員慶弔規定第5条は適用しない

附則

本規程は、平成16年4月1日から施行する。

平成18年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成29年4月 1日一部改正